

公益財団法人岩手県漁業担い手育成基金業務細則

(趣 旨)

第 1 条 公益財団法人岩手県漁業担い手育成基金（以下「基金」という。）の業務運営に関しては、公益財団法人岩手県漁業担い手育成基金業務規程第 4 条、第 5 条、第 6 条及び第 7 条の規定により、次のとおり定めるものとする。

(業務の内容)

第 2 条 基金が行う助成対象事業の内容は別表 1 のとおりとし、助成額（助成率）及び助成の申請、請求、実績報告に伴う提出書類等並びに重要変更の内容は別表 2 のとおりとする。

ただし、新規漁業就業者技術研修事業のうち資格取得にかかる助成事業については、別途定める「漁業担い手資格取得助成金交付要領」によるものとする。

2 事業対象である「青年等漁業者」とは、概ね 55 歳以下（ただし、女性の場合にあっては特に制限を設けない。）の漁業者及び漁業を志向する者とし、「青年漁業者」とは、45 歳以下とする。

3 対象事業は原則として一年度とする。ただし、別表 3 に掲げる事業については、その定めるところによる。

(助成金の申請)

第 3 条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別表 2 の定めるところにより地区漁業担い手育成推進協議会（以下「地区協議会」という。）を経由し、原則として、事業を着手しようとする日の 30 日前までに代表理事に申請しなければならない。ただし、県段階の組織は地区協議会の経由を要しない（以下同じ。）。

(助成金の決定)

第 4 条 代表理事は、提出のあった申請の内容を審査し、その適否を決定し地区協議会を経由して申請者に通知するものとする。

2 代表理事は、助成事業の目的を達成するため、必要に応じ条件を付することができるものとする。

(変更承認申請書)

第 5 条 助成金の交付決定を受けた者（以下「助成事業者」という。）が、別表 2 に掲げる重要変更該当する事業変更を行おうとするときは、速やかにその定めるところにより事業変更承認申請書を、地区協議会を経由して代表理事に提出し承認を受けなければならない。

(事業の中止)

第 6 条 助成事業者が、事業の遂行ができなくなったとき又は中止するときは、助成事業中止届を、地区協議会を経由して代表理事に提出し指示を受けるものとする。

(助成金の請求及び実績報告書)

第 7 条 助成事業者は、事業を完了した日から 30 日以内に、助成金請求書に実績報告書を添付し、地区協議会を経由して代表理事に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第 8 条 助成金の交付は、原則として事業完了後に行う。ただし、やむをえない事情がある場合には、助成金の一部又は全部を前金払いで受けることができる。

(交付決定の取消)

第 9 条 代表理事は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 前条の規定に違反したとき又は第 4 条第 2 項に規定する助成金の決定に際し付した条件に違反したとき
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき
- (3) 偽り、その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき
- (4) 業務規程等に違反したとき

(助成金の返還)

第 10 条 助成事業者は、第 9 条の規定により助成金の交付を取り消された場合において、取り消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときには、それを返還しなければならない。

2 前項の規定は、第 5 条の規定による助成金の交付の決定を変更した場合についても準用する。

(書類等の整備)

第 11 条 助成金の交付を受けた者は、その証拠書類、帳簿等を整理し、事業完了の翌年から 5 年間保管しなければならない。

附則

- 1 この細則は、平成 23 年 5 月 16 日から施行する。
- 2 従前の財団法人岩手県漁業担い手育成基金業務細則（平成 5 年 3 月 16 日制定）は廃止する。

附則

この細則は、平成 23 年 10 月 31 日から施行する。（別表 1,2,3 の助成額及び事業名称等の変更）

附則

この細則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。（公益法人移行に伴う名称等の変更）

附則

この細則は、平成 27 年 2 月 16 日から施行する。（別表 1、別表 2 の変更）

附則

この細則は、平成 31 年 2 月 27 日から施行する。（別表 1 の変更）

附則

この細則は、令和 4 年 5 月 25 日から施行する。（第 2 条、別表 1.2 の変更）